

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月12日
【四半期会計期間】	第104期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	江崎グリコ株式会社
【英訳名】	EZAKI GLICO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江崎 勝久
【本店の所在の場所】	大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号
【電話番号】	大阪 06（6477）8404
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 松本 節範
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦4丁目16番23号
【電話番号】	東京 03（3798）1147
【事務連絡者氏名】	総務人事部（首都圏） 二俣 仁
【縦覧に供する場所】	江崎グリコ株式会社 首都圏統括支店 （東京都港区芝浦4丁目16番23号） 江崎グリコ株式会社 中部統括支店 （名古屋市東区東大曾根町22番28号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第104期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第103期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(百万円)	72,225	278,686
経常利益(百万円)	1,835	5,132
四半期(当期)純利益(百万円)	954	1,406
純資産額(百万円)	121,131	122,514
総資産額(百万円)	213,064	202,677
1株当たり純資産額(円)	934.12	934.22
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	7.43	10.90
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-
自己資本比率(%)	56.0	59.5
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,163	6,724
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,294	12,477
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,529	1,340
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	23,115	15,803
従業員数(人)	4,855	4,553

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	4,855	(5,172)
---------	-------	---------

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	1,138	(684)
---------	-------	-------

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び仕入実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次の通りであります。

事業部門の名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	前年同期比 (%)
菓子(百万円)	18,547	-
冷菓(百万円)	11,174	-
牛乳・乳製品等(百万円)	20,835	-
食品(百万円)	4,212	-
畜産加工品等(百万円)	6,848	-
合計(百万円)	61,616	-

(注) 1. 金額は、販売価格によるものであります。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当第1四半期連結会計期間における仕入実績を事業部門別に示すと、次の通りであります。

事業部門の名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	前年同期比 (%)
菓子(百万円)	1,883	-
冷菓(百万円)	5,261	-
牛乳・乳製品等(百万円)	727	-
食品(百万円)	885	-
畜産加工品等(百万円)	857	-
合計(百万円)	9,613	-

(注) 1. 金額は、仕入価格によるものであります。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産は行わず、すべて見込生産によっております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次の通りであります。

事業部門の名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	前年同期比 (%)
菓子(百万円)	20,468	-
冷菓(百万円)	15,912	-
牛乳・乳製品等(百万円)	21,795	-
食品(百万円)	5,706	-
畜産加工品等(百万円)	8,342	-
合計(百万円)	72,225	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期（平成20年4月1日～平成20年6月30日）におけるわが国経済は、顕在化する米国サブプライムローン問題を背景とした国際的金融不安と、未だに落ち着きを見せない原油価格や農産物価格の高騰により企業収益が圧迫される中、景気の減速感が強まってまいりました。このような経済状況のもとで、当社グループは「グリコグループ行動規範」に基づき、信頼される企業であり続けることを事業展開の基本としながら、種々の製品対策、販売対策を積極的に展開いたしました。

この結果、売上面では牛乳・乳製品部門は減収となりましたが、菓子部門、冷菓部門、食品部門や畜産加工品部門が増収となったため、全体では72,225百万円となりました。売上原価率はわずかに上昇しましたが、増収による増益及び広告費の減少により、営業利益は1,772百万円、経常利益は1,835百万円、四半期純利益は954百万円となりました。

各事業部門別の状況は下記のとおりです。

<菓子部門>

国内では、新製品“チーザ”が好評で、「ポッキーグループ」も伸びましたが、“メンタルバランスチョコレートGABA”、“ポスカム”及び「プリッツグループ」等が苦戦となりました。また、海外では、タイ、上海の海外子会社が引続き好調に推移しました。

その結果、当第1四半期の売上高は20,468百万円となりました。

<冷菓部門>

“ジャイアントコーン”、“パピコ”、“牧場しぼり”等の主力製品が順調に売上を伸ばしました。一方、“アイスの実”、“和ごころ”等は厳しい状況でした。

その結果、当第1四半期の売上高は15,912百万円となりました。

<牛乳・乳製品部門>

新製品“ドロリッチ”が好評で、“カフェオーレ”等の乳飲料も順調でしたが、清涼飲料やヨーグルト及びプリン関係は前年同期を下回りました。

その結果、当第1四半期の売上高は21,795百万円となりました。

<食品部門>

主力の“熱カレー”が好調で大きく売上を伸ばし、レトルトカレーも順調でした。一方、“DONBURI亭”が激しい競争の中、前年同期を下回り、“HOT菜中華”も苦戦となりました。

その結果、当第1四半期の売上高は5,706百万円となりました。

<畜産加工品部門>

主力の“パリッと朝食ウィンナー”等のソーセージ関係が好調で前年同期を上回り、さらに“A-グル”等の食品原料も順調で前年同期を上回りました。

その結果、当第1四半期の売上高は8,342百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）期末残高は、23,115百万円となり、前連結会計年度末（15,803百万円）に比べ7,312百万円増加いたしました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは5,163百万円となりました。主な要因は、税金等調整前当期純利益2,025百万円、仕入債務の減少額3,633百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは1,294百万円となりました。主な要因は、有形固定資産の購入額が2,276百万円、利息及び配当金の受取額が444百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは3,529百万円となりました。主な要因は、短期借入金の増加額が6,250百万円、自己株式の取得による支出 1,375百万円、利息及び配当金の支払額 1,336百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の連結子会社)が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、長年にわたって築き上げられた企業ブランド及び商品ブランドにあります。そして、当社は、このようなブランド価値の根幹にあるのは、商品開発力の維持、研究開発力の維持、食品の安全性の確保、取引先との長期的な協力関係の維持、企業の社会的責任を果たすことでの信頼の確保等であると考えております。当社の株式の大量買付を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2) 基本方針の実現のための取組み

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための特別な取組みは以下のとおりです。

当社グループは、事業の効率性を重要な経営指標として認識し、グループ各社の連係の一層の強化、シナジー効果の追求、収益性の向上を図っております。また、当社グループは、中長期的な会社の経営戦略として、各部門ともに消費者の視点からの新製品や新技術の研究開発に積極的に取り組むとともに、流通構造の変化に対応した販売制度の実現や製造設備の合理化、さらに生産工場の統廃合を実施し、収益力の向上を図り、事業基盤の安定を目指しています。さらに、安心・安全という品質を維持するために、製造や輸送段階だけでなく資材調達時点でのチェック体制も強化し、消費者やお得意様に信頼される企業であり続けるように努めています。

当社は、中長期的視点に立ち、これら取組みを遂行・実施していくことで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上してまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)の導入を決議し、平成18年6月29日開催の第101期事業年度に係る定時株主総会において本プランの導入につき承認を得ております。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為又はその提案

(以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等や当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案等が、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等、当社取締役会の提示する代替案の検討、買付者等との協議・交渉等、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等において、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。かかる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)は、1円を下限とし当社普通株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める金額を払い込むことにより行使し、当社普通株式1株を取得することができ、また、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使が原則として認められないという行使条件、及び当社が非適格者以外の者から、原則として当社普通株式1株と引換えに本新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第101期事業年度に係る定時株主総会の終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が本新株予約権の行使手続を行わなければその保有する当社株式が希釈化する場合があります。但し、当社が当社株式の交付と引換えに本新株予約権の取得を行った場合には、株式の希釈化は生じません。

3) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1)基本方針の実現に資する特別な取組み(上記2)(1)の取組み)について

上記(1)記載の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記2)(2)の取組み)について

本プランは、上記2)(2)記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得て導入されたものであること、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみによって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができることとされていること、本プランの有効期間が3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,213百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	470,000,000
計	470,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	144,860,138	144,860,138	東京証券取引所市場第一部 大阪証券取引所市場第一部	-
計	144,860,138	144,860,138	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	144,860,138	-	7,773	-	7,413

(5)【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、当社は平成20年6月24日に大量保有報告書を提出いたしました。
なお、当社が提出いたしました大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者	江崎グリコ株式会社
住所	大阪市西淀川区歌島4-6-5
保有株券等の数	株式 16,797,741株
株券等保有割合	11.60%

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 15,814,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 126,613,000	126,613	-
単元未満株式	普通株式 2,433,138	-	-
発行済株式総数	144,860,138	-	-
総株主の議決権	-	126,613	-

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
江崎グリコ株式会社	大阪市西淀川区歌島4丁目6-5	15,814,000	-	15,814,000	10.92
計	-	15,814,000	-	15,814,000	10.92

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月
最高（円）	1,266	1,157	1,222
最低（円）	1,110	1,047	1,091

（注）最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人になりました。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,065	9,380
受取手形及び売掛金	29,977	29,546
有価証券	9,554	7,349
商品及び製品	9,230	7,658
仕掛品	1,054	997
原材料及び貯蔵品	11,187	10,474
その他	6,625	6,346
貸倒引当金	121	161
流動資産合計	81,575	71,593
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 21,068	1 21,444
機械装置及び運搬具(純額)	1 24,657	1 24,691
土地	14,358	14,396
その他(純額)	1 6,372	1 6,064
有形固定資産合計	66,457	66,596
無形固定資産		
ソフトウェア	580	748
その他	302	302
無形固定資産合計	883	1,050
投資その他の資産		
投資有価証券	50,749	48,794
その他	14,461	15,674
貸倒引当金	1,062	1,032
投資その他の資産合計	64,148	63,436
固定資産合計	131,489	131,084
資産合計	213,064	202,677
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	33,062	29,595
短期借入金	14,368	8,322
未払費用	19,145	18,636
未払法人税等	739	595
役員賞与引当金	-	91
販売促進引当金	1,009	-
その他	6,314	5,442
流動負債合計	74,640	62,684

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
固定負債		
長期借入金	6	6
退職給付引当金	12,990	13,287
役員退職慰労引当金	430	470
その他	3,865	3,714
固定負債合計	17,293	17,478
負債合計	91,933	80,162
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,773	7,773
資本剰余金	7,421	7,421
利益剰余金	115,595	115,932
自己株式	11,867	10,493
株主資本合計	118,922	120,633
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,811	684
繰延ヘッジ損益	739	803
為替換算調整勘定	581	43
評価・換算差額等合計	490	76
少数株主持分	1,717	1,957
純資産合計	121,131	122,514
負債純資産合計	213,064	202,677

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	72,225
売上原価	42,257
売上総利益	29,968
販売費及び一般管理費	
運送費及び保管費	6,509
販売促進費	6,749
広告宣伝費	3,866
退職給付引当金繰入額	207
販売促進引当金繰入額	1,009
その他	9,853
販売費及び一般管理費合計	28,195
営業利益	1,772
営業外収益	
受取利息	126
受取配当金	317
その他	437
営業外収益合計	880
営業外費用	
支払利息	66
金利スワップ評価損	419
その他	331
営業外費用合計	817
経常利益	1,835
特別利益	
固定資産売却益	219
その他	2
特別利益合計	221
特別損失	
貸倒引当金繰入額	32
特別損失合計	32
税金等調整前四半期純利益	2,025
法人税、住民税及び事業税	626
法人税等調整額	344
法人税等合計	971
少数株主利益	99
四半期純利益	954

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	2,025
減価償却費	2,329
退職給付引当金の増減額(は減少)	296
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	39
役員賞与引当金の増減額(は減少)	91
貸倒引当金の増減額(は減少)	7
受取利息及び受取配当金	443
支払利息	66
売上債権の増減額(は増加)	751
たな卸資産の増減額(は増加)	2,476
仕入債務の増減額(は減少)	3,633
その他	1,637
小計	5,586
法人税等の支払額	422
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,163
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	16
定期預金の払戻による収入	135
有価証券の売却による収入	301
投資有価証券の取得による支出	506
投資有価証券の売却による収入	300
有形固定資産の取得による支出	2,276
有形固定資産の売却による収入	226
貸付けによる支出	82
貸付金の回収による収入	201
利息及び配当金の受取額	444
その他	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,294
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	6,250
利息及び配当金の支払額	1,336
少数株主への配当金の支払額	12
自己株式の取得による支出	1,375
その他	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,529
現金及び現金同等物に係る換算差額	86
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,312
現金及び現金同等物の期首残高	15,803
現金及び現金同等物の四半期末残高	23,115

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
1. 連結の範囲に関する事項の変更	
2. 持分法の適用に関する事項の変更	
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による低価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これに伴う損益への影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しております。これに伴う損益への影響はありません。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。これに伴う損益への影響はありません。</p>

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
	<p>(4)販売促進引当金 当連結会計年度より四半期連結財務諸表の作成が義務付けられ、決算作業の迅速化の必要性が高まりました。当社は前連結会計年度においてはリベートの期末未払額を未払費用として計上しておりましたが、この決算迅速化の要請に対応するため、同未払額の算定についての体制を整備するとともに、算定方法の見直しを行った結果、当第1四半期連結会計期間より販売促進引当金として計上しております。この算定方法の変更による損益への影響は軽微であります。 なお、前連結会計年度において未払費用に含まれていたリベートの期末未払額は1,210百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	<p>貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用して一般債権の貸倒見積高を算定しております。</p>
2. 棚卸資産の評価方法	<p>棚卸資産の簿価切下げに関して、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。</p>

【追加情報】

<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
<p>(有形固定資産の耐用年数の変更) 当社および国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を4～15年としておりましたが、当第1四半期連結会計期間より4～10年に変更しました。 この変更は、法人税法の改正を契機として、当社および国内連結子会社の機械装置について、経済的耐用年数を見直した結果として変更を行ったものであります。 これにより営業利益が80百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ82百万円増加しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、152,232百万円であります。減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、151,358百万円であります。減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
2 (債務保証) <保証先> <金額> <内容> 従業員 10百万円 住宅資金借入債務	2 (債務保証) <保証先> <金額> <内容> 従業員 12百万円 住宅資金借入債務

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
(平成20年6月30日現在)	
(百万円)	
現金及び預金勘定	14,065
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	303
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	9,353
現金及び現金同等物	23,115

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 144,860,138株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 17,024,515株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,290	10	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は平成20年5月19日開催の取締役会において、信託方式による市場買付の方法によって自己株式の取得を決議いたしました。その結果、平成20年5月20日から平成20年6月26日までの取得期間において、1,195,000株、取得価額総額1,355百万円の自己株式を取得し、当第1四半期連結会計期間末において自己株式は11,867百万円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当連結グループは食料品の製造、販売のみの事業であり、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 934.12 円	1 株当たり純資産額 934.22 円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 7.43 円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (百万円)	954
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	954
期中平均株式数 (千株)	128,495

(重要な後発事象)

当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

江崎グリコ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 正紀 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平井 啓仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている江崎グリコ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、江崎グリコ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。